

岩手県告示第855号

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、中型まき網漁業に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を、平成28年11月18日から同年12月12日までと定めた。

平成28年11月18日

岩手県知事 達 増 拓 也